

第24回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第24回定例会

令和4年3月28日

開会 13時30分

閉会 17時00分

出席委員

(18名)

会長 依田繁二	14 齊藤敏彦
1 荻原勝夫	15 関敏夫
2 深井佳人	17 小野澤文利
3 武井誠	18 笹平民男
5 関 一夫	推進 射手誠司
6 小林澄男	推進 佐藤邦利
8 青木茂良	推進 杉田修司
12 宮下通	推進 荻原清一
13 大塚賢	推進 関泰秀

欠席委員

会長代理 若林泰平 7 小山孝幸 10 成山喜枝
11 柳澤峰晴 16 小宮山信幸

※新型コロナウイルス感染症対策により、人数を制限して開催したことによる欠席者

議事録署名委員

13 大塚賢委員 18 笹平民男委員

出席職員

(6名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 河口 晋也
事務局 小林 誠司
事務局 土屋 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

事務局

ご苦勞様です。若林会長代理が欠席のため事務局で進行を行います。感染対策を行いながら人数を制限した開催となりますので、ご協力をお願いします。それでは第24回定例総会を開催します。挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、やっと春めいた陽気となり、果樹の枝整え、育苗等の準備で農作業も本格化する季節となりました。社会情勢をみますと国外においてはロシアの他国への侵攻、国内では3月16日の震度6強の地震や、新型コロナウイルスオミクロン株が猛威となり、またガソリン等の燃料高騰による農業への影響が心配されます。3月18日・24日2回にわたり県農業会議に出席しました。会議では、デジタルフォーメーション情報技術がもたらす農業変革、推進に対応した農地情報公開システムの利用促進支援、人・農地プラン実現に向けた農業委員会の取組み支援、農業委員会法5年後見直しに対応した最適化活動の体制整備を上げております。農業委員会に対しては国は2月に農業委員会による農地最適化活動に関するガイドラインをだして、委員各位に意欲的な活動目標設定を行っていただき、活動記録の徹底、点検、評価、公表活動の実施を行い活動取組みの見える化を求めています。今月30日には、東御市人・農地プランの検討会が開催されます。この会議ではプランの見直しとこれからの進め方について検討します。それでは議事に入ります。慎重審議により進めてまいりますのでよろしくお願いします。本日の議事録署名委員は、13番大塚賢委員と18番笹平民男委員をお願いします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではアスパラを栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩5分と近く、譲受人耕作地と隣接している農地のため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、外1筆、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。先月の総会で登録になりました空き家に付属した農地の売買の申請です。申請地では自家用野菜を栽培する予定です。3年以上継続して耕作する誓約書をいただいております。空き家に付属した農地として登録済みであるため、問題ないと判

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 お願いします。資料の3ページをご覧ください。〇〇の農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんの方から高齢で耕作ができないので買ってほしいとお願いしました。〇〇さんは規模拡大したいということでブドウを栽培するそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしくをお願いします。場所は、〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇の方他4名です。〇〇を拡張したいと計画し取得しましたが、既存の工場含めて県の許可がおりなかったため現在に至ってしまいました。〇〇さんは農業をしていますので、従業員と野菜を栽培をするそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 大きい農地なので、誰がどのように管理するのかお聞きしたいと思います。

事務局 今までも管理はしていましたがすぐにでも野菜を栽培することができます。耕作は〇〇さんと従業員の経験者4名から5名で行いまして、社員食堂で野菜を提供していくそうです。

関泰秀委員 補足として〇〇さんの奥さんが農業歴30年で従業員の経験者と耕作をしますので大丈夫かと思えます。しっかりやってくださいと話しておきました。

齊藤委員 きちんとした計画があるようなので頑張ってもらいたいと思います。農地を荒らさないようお願いしたいと思います。

議長 他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は5ページ、6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者は申請地に農業用倉庫を所有していますが、農機具が増え、既存倉庫のみでは保管が出来ないため、新たに農業用倉庫の建設を計画するものです。農用地区域内農地ですが、転用目的が農業用倉庫ということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、外1筆、図面は7ページ、8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。店舗、ワイナリー敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者はワイン用ぶどう栽培及び自宅隣地でワイン醸造を行っていますが、申請地に販売店舗の新設及び醸造所の移転を計画するものです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして青木委員より説明をお願いします。

青木委員 場所は〇〇のところですか。〇〇さんの精米所のところに小屋がありますが、手狭になり、農業用倉庫を建てたいということです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしくお願ひします。場所は〇〇にある農地です。申請人は〇〇さんでワイン用ブドウを栽培してワイン醸造も行っております。今回申請地に販売店舗の新設と貯蔵所の移転をしたいということです。ご審議お願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 お願いします。ワイナリーの建設ということですが、生産量、規模、排水はどうなっていますか

事務局 雨水排水の計画ですが、敷地内浸透、合併浄化槽が設営されます。規模ですが、ワインの生産量は把握していませんが、ブドウが〇〇アール、リンゴ、ナシが〇〇アールとなっています。ワインが何本まではわかっています。

齊藤委員 〇〇さんは東御市にきて10年になります。〇〇で脳外科医をしている方です。医師仲間が集う施設とっていただいた方がいいと思います。自宅の近くに醸造施設がありますので、今回の申請は店舗が大半だと思います。医師をしながらですので趣味でやっていると考えるとよいと思います。まじめな方で頑張っていますので応援したいと思います。

議長 ありがとうございます。ほかにございますか、ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。計画変更1、〇〇、図面は9ページ、10ページをご覧ください。番号1と関連があるため一括説明いたします。〇〇にある農地です。計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は、前事業者の〇〇が昭和41年2月に病院敷地として許可を受けたのですが、転用事業は行っておりませんでした。譲受人は申請地を継承して住宅及び家庭菜園として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。番号2、〇〇、使用貸借権設定、図面は11ページ、12ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人と

もに〇〇の方で、譲渡人は譲受人の妻の父にあたります。譲受人は申請地を借り受けて住宅を建設したいとのことです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、使用貸借権設定、図面は13ページ、14ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方と〇〇の方で夫婦です。譲渡人は〇〇の方で、譲受人の妻の父にあたります。譲受人は現在、仕事等の都合で市外に住んでいますが、妻の父の面倒をみるために、妻の実家に近い申請地を借り受けて住宅を建設したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は15ページ、16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人は電気工事業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣接地で事業を行っていますが、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用を計画するものです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、外3筆、所有権移転、図面は17ページ、18ページ、19ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は宅地建物取引業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は2名おり、〇〇の方です。譲受人は〇〇や〇〇を中心に分譲販売の実績があります。申請地にて218.12平方メートルから284.76平方メートルの5区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、外1筆、使用貸借権設定、図面は20ページ、21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、譲渡人は譲受人の妻の父にあたります。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、妻の父の農地である申請地を借り受けて住宅として利用を計画するものです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、所有権移転、図面は20ページ、22ページをご覧ください。〇〇にある農地です。貸通路敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は5条6番申請のとおり、申請地の北側に娘夫婦の住宅を建設することになりましたが、公道からの出入口が狭いため、申請地を娘夫婦への貸通路として利用を計画するものです。なお、申請地は

令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、使用貸借権設定、図面は23ページ、24ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で夫婦です。譲渡人は〇〇の方で、譲受人の父にあたります。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、父の農地である申請地を借り受けて住宅として利用を計画するものです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇、所有権移転、図面は25ページ、26ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は2名おり、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は現在の住宅が老朽化しており、申請地及び隣接する宅地に住宅を建設したいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号10、〇〇、外5筆、所有権移転、図面は27ページ、28ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は4名おり、〇〇の方です。譲受人は〇〇で建売住宅販売の実績があります。申請地にて219平方メートルから335平方メートルの8区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、番号1、の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

資料は9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇、〇〇のところです。昭和41年〇〇さんが産婦人科病院を建築する計画で転用しましたが、病院建築としては不適切な場所ということで、そのままの状態でした。〇〇さんが亡くなったので息子さんが相続しました。番号1、として〇〇さんが住宅を建築したいということです。〇〇さんは兄と二人暮らしでしたので一人で住みたいということで、購入しました。家庭菜園もするそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、武井委員より説明をお願いします。

武井委員 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの娘婿です。資料の12ページを参照してください。〇〇さんの自宅に隣接している農地です。〇〇さんは家族で同じ地区に住んでいますが、妻の実家に隣接するところに住宅を建てたいということで、今回の案件になりました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇の休耕地の畑です。譲受人は〇〇さん、〇〇さんで夫婦です。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの娘夫婦になります。〇〇さんは仕事の関係で別々に住んでいるため、〇〇さんが心配して、自分の農地を譲り渡し妻の実家に近いところに住宅を建築し、父の面倒も見もみるということです。雑排水は公共下水道で、住宅街のため隣接する農地もなく集落に接続しているため問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員 資料は、15ページ、16ページを参照してください。〇〇で休耕地の田です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。譲受人は電気工事事業を行っている業者です。資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けるということです。隣接する農地はなく問題はないと思いますが、ご審議よ

ろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にならないようので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員 資料は、17ページ、18ページを参照してください。〇〇、外3筆です。〇〇にあります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。〇〇は、建材販売兼宅地建物取引業を行っている業者です。今回業績向上を図るため宅地分譲を計画するということです。雑排水については公共下水道へ接続します。隣接者には同意を得ており、農地への影響は軽微ということです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にならないようので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 番号6、番号7は関連していますので一緒に説明します。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの妻の父です。場所は〇〇にあります。現在〇〇で借家に住んでいます。妻の実家の近くに家を建てたいということで父である〇〇さんに、農地を借りて住宅を建築するそうです。番号7の案件になりますが、娘夫婦の住宅を建設することになりましたが、公道への出入口が狭いため、譲渡人の〇〇さんに52平方メートル譲っていただくことになったそうです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にならないようので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号8の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。
- 深井委員 説明します。場所は〇〇のところですか。譲渡人は〇〇さんで譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの次男です。〇〇に住んでいますが、東御市に住みたいと思い探しました。実家近くの親の農地を譲り受けて住宅を建築することになりました。雑排水は公共下水道を利用します。ご審議よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
- 齊藤委員 申請地の東側に大きなブドウ畑がありますが、農薬の関係について認識しているのか、お聞きしたいと思います。
- 事務局 農薬についてどうなのか場所の確認をします。問題があれば、許可書と一緒に各課の意見書を渡しますので、そこで確認していただき承知してもらうようにします。
- 齊藤委員 あとで問題にならないよう確認していただければと思います。
- 深井委員 ブドウ畑は南西の方かと思います。又、道を挟んでいる畑ですので問題はないと考えます。
- 議長 他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号9の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。
- 射手委員 よろしくをお願いします。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。譲受人の〇〇さんの住宅が老朽化していて、経営する接骨院に隣接する場所に住宅を建築したいということです。休耕地となっていた農地です。第3種農地のため問題はないと思いますが、

ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号10の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は〇〇の向かいに会社がありまして、その北側になります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さん他3名です。譲受人は申請地を譲り受けて、住宅用地として8区画特定条件付土地の敷地としての申請です。第2種農地で、市街地として発展する可能性がある区域内の農地のため、問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第4号議案農地集積計画3月分について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地利用集積計画3月分について説明します。資料5ページから6ページが通常の利用権設定です。19件、32筆、合計35、248平方メートルです。資料7ページが利用権移転です。1件、1筆、合計2、424平方メートルです。資料8ページ、9ページが中間管理事業を使った利用権設定です。30件、35筆、合計71、683平方メートルです。今回所有権移転はありませんでした。全体の合計は50件、68筆、109、355平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 7ページの利用権移転の〇〇さんですが、ブドウで10年更新になるわけですが、ブドウの最盛期はいつなのか教えてください。

事務局 ブドウは5年から多くなってきます。〇〇さんについては平成26年から借りていますが、その後更新するかは令和6年に判断できます。

笹平委員 10年といえば一番最盛期ではないかと考えて、期間が短いと思いました。

事務局 ブドウは定植してから3、4年目から収穫ができます。その後病気等にならなければ何年でも収穫ができ、30年位続くと思います。

議長 ありがとうございます。ほかにございますか、ないようですので裁決に入ります。ただいまの説明について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第7回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第7回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。
1件目は、〇〇さん、〇〇さんです。更新です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類となっております。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得はありません。リンゴ、ブドウの収穫が少なく、経費を入れるとない状況でした。年間労働時間の現状は4,400時間、目標は4,000時間となっております。主たる従事者は2人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産につきましてはブドウとリンゴです。作付面積はブドウが現状〇〇アール、リンゴが〇〇アールで目標はブドウが〇〇アール、リンゴが〇〇アールとなっております。農用地につきましては、現状、目標ともに〇〇アールです。農業生産施設はビニールハウス6棟増やしていきたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、ブドウは既存品種を基軸にクインルージュに切替えハウスを増設するそうです。リンゴは適材品種の高密植わい化栽培への切替え、太陽光発電による灌水装置設置及び運用を開始しております。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、エコファーマーの認定信州の環境にやさしい農産物認証の取得と長期継続を目指すそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、家族経営協定を結んでいます。研修生の導入を図るということです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は農業簿記11を1式、ミニバックホウ1台となっております。

続きまして2件目は〇〇さんで、新規です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹でワインブドウを栽培しています。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得の現

議長 ありがとうございます。それでは2件目の説明についてご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

関敏夫委員 土地がたくさんあって一人で耕作をしていますが、一生懸命にやっているのは分かりますが、品質が落ちないように少しずつ確実にやってほしいと思います。

議長 ありがとうございます。ありがたいアドバイスをいただきました。担当委員においては指導等行っていただき、見守ってほしいと思います。ほかにございますか、ないようですので認定農業者として認め決定とします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)